

令和7年度文化的資産を活用したツアー造成事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度文化的資産を活用したツアー造成事業業務

2 事業の目的

滋賀県内には、文化的価値の高い文化財や国際的水準の舞台芸術を提供する文化施設など、魅力ある文化芸術を提供する施設が数多く存在するが、施設を周遊し長期間滞在する文化観光ツアーが乏しいため、文化芸術を活用した文化観光の推進を図る必要がある。

本事業は、これまでに滋賀県観光振興局と連携し、高付加価値な旅行を求める訪日外国人をターゲットとして造成したツアーを基に、文化施設や体験を通じて、滋賀の文化について理解を深め、「見て、体験して、文化として詳しく知りたい」と思わせる仕組みをさらに改良し、訴求力を高め、もって本県を訪れる外国人旅行者の増加を図るため、下記事業により、文化観光ツアー企画の磨き上げ等を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4 事業の内容

本事業では、次の(1)～(3)の取組を実施する。本業務の実施にあたっては、県と調整しながら進めること。

(1) マーケティング調査の実施

インバウンド向けガイド、文化施設や文化体験活動の事業者、旅館・ホテル等を対象としたマーケティング調査を実施し、その結果についてレポートを作成する。

調査目的：本県への文化観光を目的とする外国人旅行者に対する訴求力を高めるため、外国人旅行者の文化観光に対するニーズやトレンド、施設等の利用状況、滋賀の文化への理解を深めるための体験活動や仕掛け、改善すべき点等を把握する。

調査時期：令和7年7月から12月頃（予定）

調査対象：提案による。

調査目的を達成するために効果的と考えられる対象者を提案すること。

なお、対象者の選定においては、外国人旅行者向けに観光ガイドを行う者（団体）、文化施設、文化体験活動事業者、旅館・ホテル等、外国人旅行者の施設利用を受け入れる者（団体）を含むこと。

調査規模：10者（団体）以上

調査方法：提案による。

調査項目：提案による。

「外国人旅行者の訪日、来県目的」「外国人旅行者に関心の高いコンテンツ」「外国人旅行者から求められる対応」など、調査目的を達成するために効果的と思わ

れる調査項目を提案すること。

調査結果：実施したマーケティング調査結果について、レポートを作成すること。

なお、レポートの作成にあたっては、調査結果の概要、分析、考察等を記載するとともに、本県への文化観光を目的とした外国人旅行者の増加に向けた提案を記載すること。

（２）文化観光ツアーの磨き上げ

（１）の調査結果を踏まえて、令和６年度に造成した文化観光ツアーの内容をブラッシュアップする。ツアーの磨き上げにあたっては、高付加価値な旅行を求める外国人旅行者に訴求するようなツアーの内容とすること。なお、文化観光ツアーの磨き上げにあたり、新たに訪問先を追加する場合は、訪問先に対して、当該事業の趣旨を説明し、ツアーの訪問先として追加することについて同意を得ること。

磨き上げ対象：令和６年度に造成した文化観光ツアー４件（別紙を参照）

- ・ Historic Heritage：滋賀の歴史的な名所を巡る旅
- ・ Arts & Craft：琵琶湖の恵み豊かな信楽で「ものづくり文化」を体験する旅
- ・ Nature & Outdoor：山から日本最大の湖「琵琶湖」に流れる「フレッシュウォーター」を巡る旅
- ・ Local Culture：近江商人「三方よし」を巡る旅

（３）文化観光ツアーの販促商材の更新

（１）（２）を踏まえて、令和６年度に造成した文化観光ツアーの販促商材（日本語版、英語版）を更新する。

販促商材：令和６年度に造成した文化観光ツアー４件の販促商材（別紙を参照）

更新内容：（１）（２）を踏まえ、外国人旅行者に訴求するように更新すること。

留意事項：

- ・ 原則、写真等の入手に際しては受託者が行い、これにかかる費用についても本見積りに含めること。写真の入手に際しては、フリー素材や公益社団法人びわこビジターズビューロー所有の素材を活用することも可能とする。公益社団法人びわこビジターズビューロー所有の素材を活用する場合は、ウェブサイト「滋賀フォトライブラリー」の写真を使用すること。（ただし、「滋賀フォトライブラリー」の写真の使用に際しては、必要な利用手続きを行うこと。）
- ・ 掲載施設等への許可申請や写真入手の際には、権利関係について適切な処理を行うこと。
- ・ 原稿の確認、校正作業は日本語および英語で行うこと。
- ・ 掲載情報については、厳密に確認および校正を行い、万一誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- ・ 更新した英語版については、必ず、ネイティブチェックを行うこと。

- ・更新した販促商材については、翌年度以降に県が使用できる形にてデータとして納品すること。形式.pdf/.ai 等
- ・作成した販促商材について、下記のとおり納品すること。
 - ・規格：サイズはA4とする。
 - ・紙質：上質紙 90kg～110kg 程度
 - ・言語：2言語（日本語および英語）
 - ・部数：3部

5 成果物

本事業の成果品として、以下を提出すること。また、事業完了後は、速やかに一連の事業の実施内容等をまとめた事業報告書を提出すること。

- (1) 事業報告書（写真を用いて、実施状況が分かるものおよび精算書。また、本事業の効果や今後の展望についても言及すること）
- (2) 作成した成果物一式（マーケティング調査結果のレポート、更新した文化観光ツアーの販促商材（日本語版、英語版）作成したチラシ、動画・写真等）
- (3) 上記データ等を収録した記録媒体（DVD-R 等）

6 再委託

- (1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。
- (3) 受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細および本仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (7) 本業務が、会見検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。
- (8) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、県が受託業務の一部または全部を

解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。